

第一類 第七号

第一回國會 衆議院 厚生委員會會議錄 第十一号

昭和二十二年八月十八日(月曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長代理 田中 松月君

理事 山崎 道子君 理事 飯村 泉君

理事 武田 キヨ君 理事 有田 二郎君

太田 典禮君 角田 藤三郎君

中原 健次君 武藤 運十郎君

園田 直君 中嶋 勝一君

小笠原 八十美君 小暮 三郎君

柳原 亨君 河野 金昇君

野本 品吉君 齋藤 晃君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

厚生事務官 莫西 嘉實君

委員外の出席者

厚生事務官 小澤 辰男君

本日の會議に付した事件

災害救助法案 内閣提出(第二二號)

○田中委員長代理 本日は委員長が餘儀ない事情のため缺席されましたので、私が委員長代理を勤めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○前大瀧委員からお尋ねになりました点、すなわち本法が人権尊重を基本とする新憲法に違反するおそれがあるではないかという點に對する當局の御答辭をこの際お願いいたします。

○佐藤(善)政府委員 前會本案と憲法との關係につきましては、御質疑があつたと思いますが、私よんどころ

ない公用のために出席いたしておりますので、御質問の要旨を間接に聞いたのでありますが、それによりまして一通りお答え申し上げたいと思ひます。

第一の點といたしましては、本法案の第二十四條、すなわち醫者等を救助の業務に従事せしむることに關しての規定は、憲法第十一條、第十二條、第十三條、第十八條等の趣旨に照らし、自由權の侵害ではないかというようなお尋ねであると心得ております。まずその點に關しまして一應われわれの見解を申し述べておきたいと存じます。

ただいま列挙されました憲法の條文、すなわち第十一條、第十二條、第十三條までの三つの條文は、こゝで學校の講義のようなことを申し上げるまでもございせんが、憲法第三章の大精神をこの三箇條において示した總論的の條文でございます。すなわち基本的人權の尊重という原則、しかしながら、この基本的人權の尊重は、第十二條に明らかにありますように、濫用は許さない。また常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふといふ、わたくしどもに對して認められる人権であるといふことの趣旨を規定いたしましたのであります。これらの條文に引續いて出てまいります他のもの、この條文は、先ほど私が總論と申し上げましたように、この總論的の規定を受けまして、人権の保障上最も留意すべき事項を一々列挙したものであります。もとより人権の尊重というものは、後の條

文に出て來ますもののみに限るわけではございませんが、要するに第十一條ないし第十三條は今申しましたように、人権保障の基本精神を述べたものであります。この具體的問題に戻りまして、本法案の第二十四條に、たとえば土木建築工事の關係者を救助に關する業務に従事せしむることは、關係者の立場から言へば、國家から一種の強制力を加えられたといふことになり、自由權の侵害ではないかという趣旨は、ただいま申しましたように、人権はもろゝ尊重する。しかしその人権の尊重は手放しの尊重ではないのである。個人々々の人権を尊重するのあまり、公共の福祉全體に大きな障害を生ずるといふような場合においても、個人々々の人権を形式的に尊重するといふような趣旨でないことは先ほど申し上げた通りであります。この意味におきまして、公益のわくがあるといふこともそれに觸れて申し上げたところでありまして、従つて本法案のねらつておりますような公共の秩序の保持、あるいは大きな災害のために罹災者の立場の保全といふようなものためには、法律をもつてある特定の技術者を身につけておる人をそのために率仕してもらうといふことを規定することは、一向憲法の精神に矛盾するところはないと確信いたしております。

な憲法の第十八條といふ條文をお引

きになつておるやに承ります。すなわち第十八條、何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。それから犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。これと業務従事との關係はどうであらうかという御疑問もあらうと存じます。この業務従事者が奴隷的拘束でないことは問題ありませんが、その意に反する苦役といふことに一體なりはしないかというのは、一應こゝともな御疑問であらうと存じます。この苦役といふ意味につきましては、私も記憶いたしておりますが、前にこの日本國憲法が貴衆兩院の委員會において審議されました際に、ここに申します苦役といふのは、本人の意に反する勞役そのものを全部含むものではない。本人の意に反する勞役といふものの中で、通常人の耐え得ない程度の、通常豫想し得ない程度の苦痛を伴ふものといふふうにこれを了解しておるわけでありまして、苦役の苦といふ字はそこを表現したものでありと信じております。従つて本法案の第二十四條で救助に關する業務に従事せしめることができる言つておりますのは、普通の人が普通の勞務に従事するといふ場合の程度のもので大體豫想したものでありまして、この憲法第十八條に申します苦役といふものには全然該當しない。これも憲法關係の問題はないものと確信しておる次第であります。

第二點といたしまして、災害救助法

案の第十二條、第十三條、二十六條、二十七條の規定は、財産權の侵害として憲法違反ではないかという御趣旨の御質疑があつたやに承つております。この列挙せられました條文を二つの種類にわけて考えることができると思ひます。第一の種類は、十二條、二十六條に掲げてありますような物資等の使用、收用、管理といふ問題と、ただいまの財産權の保障との關係はどうであるか、それが第一の問題であると思ひます。それから第二の問題、すなわち第十三條、二十七條、これは同じことでありまして、いわゆる一定の場所に入立つて検査ができるという一つの問題であります。この二つの種類の問題がわかれておると思ひます。これを一括してお答え申し上げてよろしからうと思ひます。この使用收用等の問題は申すまでもございせんが、財産權の保障に關します憲法第二十九條の問題であります。第二十九條は非常にいへば、學者的な考え方から言いますと、問題が多い條文でございますが、少くともただいまの法案に關する限度においては、憲法上の問題はないものと考へております。すなわち第二十九條の最後の項に、私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。といふ條項にまさに該當するものと信じております。念のために申し上げますが、これを公共のために用ひることができるといふ、この用ひるという言葉について、多少お疑いがあつたのではない

という気がいたします。これも實は憲法改正の際の兩院の委員會において御質疑があつたところでありませう。當時から政府のつております考へは、公共のために用いるというのには、公共の利益のために提供してやらうと言ひますか、幅の廣い意味で、すなわち取上げてしまふことはもちろんのこと、公共のために使用するというのも當然にある。また本來その所有權なら所有權者が自由に使用し得るその使用の方法を制限することによつて、公共のためにそれを役立たせてもらふという消極的な場合も、これは言いかえれば現在の土地收用法においても、この法律において使用と稱するのは、使用の制限をも含むといふことを言つておりますが、そういう場合も含んでおるものと了解しております。従つてただいまの問題はこの第三項の問題であるのであります。これは條文に明らかになつておりますように、補償を與へることにしてございます。その點から申しまして、憲法二十九條の條文にそのまゝ適合しておるといふに考へております。

それからもう一つ、第二のグループの立入りの問題でございます。立入りの問題は私もむしろ財産權の侵害といふ面よりも、その人の居住であるとか、なにかいふものを、侵すといふ問題に近い性格のものではないかと思ひます。この間も承りますと、むしろ憲法の三十五條に引きつづけての問題のようにごなたかの御質疑があつたやうに承つております。この點は財産權の侵害といふ面よりも、むしろそつちの方の問題ではないかと思ひます。財産權の侵害といふことになりませう。

ば、結局今の第二十九條の問題で、これも憲法上問題はないと私も思ひますけれども、三十五條との關係をあげてこられませうと、辨明を多少必要とするやうな性質の事項であります。三十五條といふものは、これはよけいなことかも知れませうけれども、これも憲法の審議の際に政府當局からはつきり申し上げておるのでありますが、この條文の位置から申しまして、あるいは「司法官憲」といふやうな文字があるところから申しまして、主として犯罪捜査その他司法手續の關係のことを言つておる條文でありますので、ただいまの問題は三十五條を離れた一般の憲法第三章の問題として考へなければならぬと存するわけでありませう。先ほどちよつと最初に申し上げましたように、第三章はすべての基本的人權に關するもの、すべての人權を各條文に網羅しているわけではございませう。先ほどの十一條あるいは十二條、十三條等におきまして總論的に一應人權關係の網をかぶせてしまつて、その網の中で顯著な典型的な、またいろいろ名目のもとに侵されやすいものを特にその後の條文においてあるといふわけでありませうから、後の條文にあたつておりませう事は、先ほど申しました總論的の規定の問題となるわけで、ちよつと例をあげまして。たとえば一定の報告を徴するといふやうなことも一種の人權に對する關係をもつのであります。そういう事は憲法の第三章の中に列挙してございませう。そういう種類のものはすべてこの初めの方の條文の問題として扱う。でありますから一應公益と申しますか、公共の福祉といふ條件にあたらない限りはこれを

侵すことはできない。この公益の條件、公共の福祉といふ條件にあたる限りは、それを侵す場合には、といふ言葉はよろしくありませんが、それを制限する場合には必ず法律でやらなければならぬといふことは憲法の基本原則であります。従つてただいまの立入りの問題といふやうなものは、その基本精神の方の問題として考へべきものであるわけでありませう。たび／＼申しますように、この災害救助法のねらつておりますところは、この法案の第一條にも明らかのように、公共の福祉といふものを直接の目當てにしての條文であります。そういう場合の必要のために、やむを得ない必要によつて調査のために役人がはいつてくるという場合にはそれを受忍する。忍ぶ義務を課する。これを法律で課するものは、何ら憲法に違反するものではないといふことになるわけでありませう。

なほこの法案におきましては、この立入りをいたします場合にあらかじめ通知をするといふやうな手續もきめておる。またいふ加減の者がはいりませうに、必ず身分を示す證票をもつていかなければならぬといふやうな合理的な條件をも法律で規定してありますので、それらの點を總合いたしまして、憲法上違反の問題はないといふにこれまた信じておる次第であります。

最後に、これがかりに憲法違反でないにしても、民主主義のもとにおいては不當の規定である。いくら運用に注意しても、官僚の横暴を招くおそれがあるじやないかといふやうなお尋ねがあつたやに承知いたしますが、これは私などが法律的の頭で御答へいたし

ますよりも、あるいは大臣あたりからお答へ願つた方がよろしいかと存じます。以上私のお答へを一應終ります。○松國務大臣 過般委員會に、私他の公務のために出席ができなかつたので、はなはだ恐縮しているのですが、その際に業務に従事させるとか、あるいは家屋内に立入り検査をするとかいふやうなことが、憲法違反ではないかという御質問があつたのであります。が、その點に對しましては、ただいま法制局長官がお答へ申し上げましたように、私自身も憲法違反ではない。かゝるに考へております。それは法制局長官が答へられましたように、この憲法のいふゆる十二條、十三條に國民の自由權に關する規定がありますが、その自由權といふものは、つまり公共の福祉に反しない限りにおいての自由權を認められたものでありまして、公共の福祉に反するやうな場合には、その自由權にある制限を加えられるといふことが第十二條、十三條の條文の反面解釋から當然解釋されるべきことでありますので、結局これを基礎にして、他の法文を解釋しなければならぬ。かゝるに私も考へておるのであります。

また苦役といふ解釋につきましては、私は法制局長官と全然同じ考へでありまして、その意に反する苦役に服させない。この意に反する苦役とこの意に反させる苦役と二つある。この法文から見るとこゝろいふやうに二つに解釋される。この意に反させる苦役といふのは、ちよつと法制局長官の言われまじやうに、普通の人が耐え得べき仕事、こゝろに意味にも解釋されまじやうに、普通に普通の人の耐え得ない仕事であつても、自分がやりまじやうと言

うて意に反しない場合には、やはりその意に反させる苦役といふことに解釋ができるのであります。しかし苦役といふものそれ自体はどういふことになるかと言へばこれは法制局長官の言われまじやうに、結局百人が耐え得べき仕事はこれは普通苦役とは言われない。少しくこれは多人の力量に過ぎるなといふやうな仕事をするに過ぎない。すなわち苦役であるといふ解釋、そういうやうに考へた方がよろしいと思ふのであります。業務の従事命令といふやうな、非常災害に際しまして、いふゆる人方においてこれだけの仕事はあたりまえだといふやうな仕事を、權力によつてこれを命じて、この福祉を擁護するといふやうな立場のときには、これは苦役に従事するものではない、かゝるに解釋することの方が正しい解釋である、かゝるに私は考へておるのであります。

それから家宅侵入の場合であります。すなわち保管しておりますものを立入つて検査することができるといふその立入りの規定はこれはいふゆる家屋の侵入である。家屋の侵入といふことは、憲法の三十五條において、現行犯もしくは非現行犯、すなわち犯罪のある場合に、その捜査押収の權利を有する司法官憲の令狀がなければ侵入できないのだ。しかるに災害救助法の場合においては、そういう令狀がないのだから、令狀がなくとも立入り検査をするといふことは憲法違反ではないか、こゝろに御議論が一應成り立つやうであります。これは法制局長官の言われまじやうに、憲法の三十三條から四十條、これらのものは司法權の發動に關します規定であるの

財産権の侵害ということになります

いう條件にあたらない限りはこれを

は私などが法律的の頭で御答辯いたし

であつても、自分がやりましようと言

法権の發動に關します規定であるの

であります。でありますから、侵入

ある、かように私も考えております。

完全な運用を期する上において同じよ

體的にお話を願いたいと思うのであり

ふうな場合にそれが適用できるのかと

といふことはいゆる現行犯の場合

ただこの問題につきましては、いろい

うな必要性が多々あるわけで、ほとん

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

合は、三十三條の犯罪を明示する令

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

によらなければ逮捕ができないとい

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

この精神が、すなわち三十五條のい

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ゆる令状がなければ家宅に侵入する

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

とができぬといふことになるのであ

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ます。しかば司法権の發動でない場

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

合、すなわち民事上の仕事とかい

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

うな場合においては、憲法の二十二

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

をこらんとするといふことが、憲法

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

の二十二條に何人も、公共の福祉に

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

しない限り、居住の自由を有する

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ります。すなわち憲法二十二條の規

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

によります。憲法に反しない場合に

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

において居住の自由はあるのだ、福

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

に反する場合においては、居住の自

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

由というものは制限されるのだ、こ

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

が憲法二十二條の反面解釋からくる

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

であります。すなわち災害救助法の

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

合においては、公共の福祉を守られ

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ばならぬといふ場合に、保管を命ぜ

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

れている必要な品物があるかないか

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

いふことを官憲として検査せしめる

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

いう場合に、その保管せられてい

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

所に立入るといふことは、いゆる公

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

共の福祉に副すべき行為でありまし

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

で、福祉に反する行為ではないのであ

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ります。すなわち憲法の三十五條

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

の令状がなければならぬといふよう

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ことは必要がない。かように考

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

るのであります。要はこれらの災害

官憲が運用する場合におきまして、今

までの法規の中にいゆる立入り検査

〇佐藤(達)政府委員 御承知のよう

のときにおきまして、これらの災害に

ずじやないかというおしかりはちよつと私も迷惑いたすのでありますが、あなたのお話のような御質問があつたといふしますれば、私がそのままに忘れたいといふことはまことに濟まない。どちらにしても調査をして責任ある御答辯をいたしますから、しばらくお待ち願いたい、こういう意味でありまして、決して政府が無責任なことを發表したといふことではないのであります。

○辯原(堂)委員 今のことはよく了承いたしました、次に第二にお尋ねいたしたいことは、國民健康保険組合が未だに相當多額の未収を一般開業醫に與えておるのであります。このことにつきましては、初めにおいて相當言つておるのでありますが、この未収問題といふことは、社會保険を運営いたし

ます上において、相當重大なことだと思ふのでございます。従つて醫者を社會保險に協力させるといふ意味から申しまして、そのほか社會保險の完全な運営からいたしまして、早急に醫者に対する未收を解決していただきたいのでございます。繰返して申すようにございますが、この未收というのは、醫者が勝手氣ままに今度はなんぼ／＼の醫療費だといつて、それが積り積つて未收になつたのではなしに、厚生太

臣がこれは適當な醫療費だと言つておきめになつたものを、組合がまだ拂わないのでございます。私の調べたところによりますと、これは厚生省當局とは少しく價額に行違ひがございます。岡山縣におきますだけでも、相當の未收額があるのでございまして、これを全國的に見ますと、少くとも一億圓になん／＼としておると私は思うのでございます。政府當局のお話により

たいと思います。先般製薬課の問題について大臣にお尋ねをしまして、大臣の非常に熟意ある答辯を承つて、心強く感じたのであります。その後におきまして、三菱化成がムルファクワニジンの製薬の届けをいたしましたところが、これが却下になつたのであります。今までの過去の前例から見まして、ほとんど製薬課において何ら醫務局長並びに厚生大臣の許可を得ずしてこれを却下するといふような権限をもつておやりになつてゐる例をわれ／＼

目撃したとしても、何
がゆえに三菱化成のスルファグワニジ
ンを許可しないか、その理由をお聴が
せ願いたいと思うのであります。そう
して長い間の薬業界の封建性から見
まして、厚生省の製薬課の方で醫務局長
並びに厚生大臣の許可を得ずして勝手
に却下しているかのごとく、私どもは
考えられるのであります。しかも薬事
法によりますと。製薬の許可は厚生
大臣ということになつてゐるのであり
まして、製薬課長が許可する、許可し
ないの權限は、私はもち合わせないも
のと考へてゐるのであります。が、理
實はほとんど製薬課長においてこれ
を却下する、そうして醫務局長も厚生大

目も何もこれについては御存じないといふのが、今までの大體の狀態でありまして、これは藥事法の厚生大臣の許可といふことを考えましても、私は大いなる間違ひである。しかも今日敗戦後におきまして、醫藥品が足りないといふ聲が巷に充ちているのでございまして、三菱化成がスルファクワニジン——これは赤痢、疫痢、殊に大腸カタルに特效のある藥品でよりまして、これを三菱化成をつくりたいという届出を

却下したのであります。こういう例はその一例でありまして、幾多その他に例を見るのであります。厚生大臣はこういう事實を御存じであるのか、今までにおきまして、製薬課長においてこういう處置をやつておりますが、こういうことは厚生大臣としてお許しになつておられるか、さらにスルファクワニジンを三菱化成に許可しなかつた理由をこの機會において伺いたしたいと思ひます。

○一松國務大臣 厚生省の製薬課長が三菱化成の申請した藥品の製造についてこれを却下した。そのことについて厚生大臣が知つておられるか、許しておつたのかどうか、こういう御質問からお答えいたしますが、製薬課長は製薬課長という獨自の見解においてしたことはなからうと思ひます。やはりもし却下したというならば、厚生大臣という名前ではしたことであります。それは厚生大臣がその課長にそういう権限を委任しておいたという法律上の解釋からすればそうなるのでありますから、製薬課長が却下したということは、すなわち厚生大臣が却下したということになるのであります。しかれば實際

上それを厚生大臣は知つておつたかおらぬかということになりますと、私が厚生大臣に就任した後において、そういうことがあつたとするならば、私は實際は知らない、知らないけれども法律上から言えば厚生大臣の名前で却下したということになりましようから、法律上の責任はもちろん私が負ふことになる。しかればその却下したことが適當であるか不適當であるかということについては、これは事實をよく調査した上でなければわかりません。しか

し私は最近いろいろなことを耳にしております。今日終戦後非常に薬が拂底しておる。拂底しておるときには、少くともつばな藥品を製造するということについては、これは厚生省として却下どころではない、大いに奨励して、それらの薬を多量に生産をして、世の中の需要を満たすようにしなければならぬ。しかるにも厚生省がそういう原則に反するような態度を何らかの理由においてもつておるとするならば、それはけしからぬ、そういう點は大いに是正しなければならぬということ、私最近決意するところがあつて、適當な處置をとるということを決意し、かつ命じております。それらのことは、いかなる具體的事實に明らかになるかならぬかということ、今の席で申し上げられませんが、しばらく御猶豫願ひます。なるほどそうであつたか、大臣の意思のあるところはわかつたと言つて了解せられる時期が、あまり遠くないと思ひます。ぜひひとつ御了承願ひまして、厚生省の製薬課に關する考えは、いい薬であればどしどしこれを許す、そうして民衆の間に困つておる薬を多量に供給するといふ考えをもつておるといふことを御了承賜ひますようにお願いいたします。

○有田委員 大臣の御答辯でよくわかりましたのであります。大臣は製薬課の事務のことをよく御存じないのであります。これは厚生大臣の名前において許可しがたしというのがあるのがあるたまりません。實際は製薬課において獨斷的に、お前はこれをもつて歸れ。却下というのでなくして受付けておいてその業者を呼びつ

けて、これは許可しにくいからもつて歸れというので、却下という形でなく、もつて歸らせるというやうな手續をとつておるのであります。厚生大臣の名前において許可しないといふのでなくして、製薬課長が獨斷で門前でこれを追ひ歸すというやうなことが、長年今日まで續けられておつたのであります。従いまして特に製薬の許可をとりたいという場合には、製薬課のそれだけの係の人にいろいろな努力をしない限りにおいては、製薬許可が下らないのが現状であつたのであります。これに對しては、醫務局長も――前は衛生局長でありましたが、厚生大臣も何ら關與することなく、これらのいわゆる製薬界の封建的な存在のために斷斷されてきたのであります。ですから私

がただいま質問いたしましたのは、厚生大臣の名において却下したのではなくして、入口でこれを追ひ歸してしまふというやうな非立憲的なやり方が、長年なされてきておつたのであります。ですからどうか、これは一つの例であります。三菱化成のスルファクワニジンが一應その屈を受理して、そうして今度は本人を呼び出してこれを

もつて歸れと言われた。こういう違反行為をこれらの製薬課の方々がやつてきておられたのであります。こういう事實が將來にやうに、却下する場合においては、厚生大臣の名においてかゝる理由において許可しがたしといふのでなければならぬと考へておるのであります。この點よく御調査願ひまして、議會に御報告賜ひたいと思ひます。

○一松國務大臣 今の三菱化成の新製藥品の却下の點につきましては、どう

いう理由で却下したということ、よく調べた上でお答えいたします。今あなたのおつしやつた從來封建的態度において勝手に製薬課長が門前拂ひを食わしておつたといふやうなことがもし實際ありとするならば、それは不都合千萬である。そういうやうなことからいわれる官紀の振肅の必要があるもので、私の厚生大臣になる以前のことには、いざ知らず、私の就職しております間には、さうなことは斷じてさせないといふことをお約束申し上げました。もし國家民衆のためにこれは大切な薬である、これはぜひ厚生省の許可を受けたい。喜んでそれを調査研究の上、これは民生安定のために最も必要な薬であるといふものは即時に許可する。こういう方針を私はもつております。ひとつ以前のことは水に流して、これから薬を製造することについて、明る

い熱持で國家のために貢獻していただきたいといふことをお願いしておきます。

○田中委員長代理 齋藤君。法案の第二十九條に「救助に關する業務に従事し又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する」とござい

ますが、これについて厚生大臣の御答辯を承りたいのであります。政令の定めるところにより扶助金を出すといふのは、いかなる政令でありましようか。私は今後においてこういうやうな重大な災害といふものが、相當に廣範圍に起ると豫想するのであります。そ

の場合に相當な犠牲者も公務によつて起ると思ひますが、そういう公務によつて犠牲者の起つた場合において、政府は今後いかなることに補償をいたすのでありましようか、この條文につきまして御答辯を願ひたいと思ひるのであります。

○葛西政府委員 ただいま齋藤委員からお尋ねになりました二十九條の政令で定める場合についてのことに、私大臣に代りましてお答えいたしたいと思ひますが、今御心配いただきましたやうに、いろいろ救助に従事いたしますといふと、不慮の疾病にかかつたり、あるいは負傷をしたり、死亡するといふやうな者が出てくることを豫想しなければならぬと思ひます。政令で定めたいと思つておりますのは、これらの場合に療養のための扶助金を與えるといふやうなことで、それからさらに善い障害を残した者に對しては障害扶助金といふやうなものを與える。それから次は死亡したといふ場合におきましては、その遺族に對しまして遺族扶助金といふやうなものを與へますと、あるいは葬祭をいたす必要がありますれば、その葬祭扶助金といふやうなことを政令で定めてまいりたいと思ひます。

〔田中委員長代理退席、鈴木委員長代理著席〕
このそれらの場合に療養扶助金あるいは障害扶助金、遺族の扶助金、葬祭扶助金等の金額をどれくらいに定めるか。それからどういふやうにするかといふやうなことは、まだ具體的にきまつておりませんが、こういう公務に倒れたりなどした場合はこの種の扶助金の規定等もいろいろございします。制度等

した上でなければなりません。しか

けておいて、その業者を呼びつ

間に起るべき事を、おこなう

去る年、いふこと、いふこと、

もございまして、それらとにらみ合
わせまして、不公平のないようなこ
ろできめてまいりたいと考えておる次
第でございます。

○齋藤(見)委員 ただいま公務に従事
したる者に對しては、扶助金の規
定があるというようにございまい
ましたが、もう一應具體的に聴きまし
たいと思ひます。

○葛西政府委員 公務員と私が申上
げましたのは、恩給法に基きまして、
公務員が公務のために負傷し、あるい
は疾病にかかり、あるいは死亡したと
いうような場合には、恩給法の規定に
基きまして、扶助金等が出て
おるのであります。そのようなものを
指したわけでありまして。

○齋藤(見)委員 ただいま公務員に關
して恩給法に基いて扶助金を出すとい
うような御答辯でございまして、そうい
たしますと、私これに關連してなお尋
ねたいと思ひますことは、同じ
公務に従事したとしても、そこに非
常な差のある扶助を出しておるとい
うことをお尋ねしたいと思ひます。あ
ります。その一つの例を考へますれば、
傷病者が手當をもらつた場合に、
かつての傷病者の階級によつてその手
當が違ふというようにございまい
すけれども、現在の民主憲法下におい
て、こういうことは矛盾ではないか。
これはやはりかくのごとき、あるいは
戦争による傷病というやうなものに對
しては平等が必要ではないかと思ひま
す。それについて御答辯
をお願いしたいと思います。

○葛西政府委員 ただいまお尋ねにな
りました點は、實は厚生省の所管では
ございせんので、内閣の復興廳の方

の所管に相なつておるわけで、私から
責任のあることをこの際申し上げるこ
とはどうかと思ひます。ございませ
ん。必要がございませうれば、その方面
の方からお答え願つた方が適當ではな
いかと思ひます。

○一松國務大臣 今齋藤委員よりの御
質問、ごもつともだと思ひます。つま
りこういうやうな災害救助のために權
力のもとに、自分が仕事に従事しなけ
ればならなかつた、それがために障害
を受けた、あるいは負傷をした、疾病
にかかつた、死亡したというやうな場
合に、それらの人の障害、疾病の少く
とも治癒することのできるやうに、國
家のために働いてこれだけの傷を受け
た、これだけの病氣になつたけれども、
まあこれだけの國家の救ひの手を延ば
されたならば満足だ。こういう國民感
情を和らげて、しかも喜ぶことのでき
るやうな手當を當然國家はしなければ
ならぬ。それからまた今までのやうに
軍人の將官であり、佐官であり、尉官
であり、兵卒であるといふことによつ
て、階級的に待遇を異にするといふこ
とは、舊制度ならばいざ知らず、今日
國民が平等に權利を擁護せられておる
立場から、これは絕對に禁じなければ
ならぬ。またさういふことをすべきも
のでない。こういうやうなことを考へ
ておまして、それらのことは結局政
令で定める。しからば政令でどうきめ
るかといふことは、今社會局長が答へ
ましたやうに、おの／＼い／＼な關
係法規とにらみ合せて、そして矛盾
のないやうに、不公平のないやうに、
國民の納得するやうに、これをひとつ
取極めよう。こういう考へをもつてお
るのであります。これは私が大臣であ

ります以上は、閣議を経て政令できま
るのであります。さういふ點については
十分の意を用ひまして、國民の不満足
でないやうな方法を構はたいと思ひ
ます。

○齋藤(見)委員 なおただいまの大臣
の御答辯に關係いたしますが、引續き
まして質問したいことは、かくの
ごとき公務に關して障害を受けたる場
合、あるいは死亡したる場合において、
やはり現在の民主下においても、政府
はさういふやうに扶助金を出すとい
ふやうな規定でありましたならば、過去
における大きな公務であるところの、
たとえばい／＼戦争によるところ
の、あるいは災害であり、あるいは遺
族であるといふやうな、さういふ大
きない／＼公務に關したる人々が、現
在何らそこに手をつけることができな
い。政府はこれに對して具體的な救助
の方法といふものが現在講じられてい
ないといふやうなことが、非常に私は
矛盾に考へるのでございませうが、こ
れにつきまして、ぜひ厚生大臣に具體的
な御答辯をお願いできれば非常に幸
いと思ひます。

○一松國務大臣 災害救助に關してこ
の權力のもとに働いた人々が負傷し、
疾病し、死亡した場合の待遇の問題に
ついて、私が國民が満足をするやうな
公正な取扱ひをするといふことの答
を申し上げたことに牽連して、それよ
り以上に生命を投げ出して國家のため
に働いた軍人、軍属が、非常な難儀苦
勞を見、すべての方に對して國家の救
ひの手といふものが十分ではないじや
ないか。これについて何かひとつ考へ
なければならぬじやないかといふ御質
問は、往々にして發せられ、また私も

非常に苦慮をしておるところでありま
すが、この點については、何回も申し
上げますやうに、軍人軍属であるがた
めに、特別に普通一般人とその待遇を
異にするといふやうな差別的待遇はい
けない。憲法において國民の權利自由
は平等である。だから普通一般人と同
じやうにこれを處遇すればいいじやな
いかといふことでありますから、さう
いふ建前を原則として生活保護法、そ
の他失業手當、あるいは失業保險とか
いふやうなもので、將來それらの賄ひ
をしよう、さういふやうに考へてお
るのでありますから、國家に勳功があ
つたとか、第一線で活躍をした軍人で
あるといふことのために、特別な處遇
をするといふことは政府としては考へ
ておりませう。しかしながら、それら
の人の生活が今日物價高のときにお
いて、十分の生活ができないといふ
やうなことがもちろん考へられます
から、さういふ點については、生活
保護法等の給與金額を増額して生活
できるように、一般人と同じやうに處
遇しよう、さういふことであります
から、さういふ御了承をお願いいた
します。

○葛西政府委員 ただいま大臣からお
述べいただきました點についてちよつ
と補足させていただきますと思ひま
す。今日委員長のお許しを
得まして、若干資料をもつてまいり
ましたから、各委員にあらうにいた
したと思ひます。と申しま
す。

その遺族であるとかいふやうな理由を
もつて、特にこれに優先的な取扱ひを
するとか、あるいはそれだけを特別に
どうするといふことは、ただいまのと
ころでは許されておらないのは御承知
の通りでございます。がしかし、ある
いはそれがい／＼な關係から保護に漏
れていないとか、あるいはまた實情に即
せないといふやうな點も、またあるの
ぢやないだらうかといふやうなこ
とで、大臣からも述べになりました線
に沿ひまして、私ども生活保護法の線、
あるいはそのほかの社會施設の線にお
きまして、い／＼地方廳等にも管轄
をいたしておるやうなわけございま
す。先般、今月初めに開かれました民
生部長會議等におきまして、こまか
くそれらの點について指示をいたして
おるのであります。ごく最近に生活
保護法の線、あるいは社會施設の線等
において、今大臣がお述べになりました
たやうな線をやつてまいります點につ
いて、地方廳にお示ししたのでござ
います。その資料を今日もつてまいり
ましたから、一應ごらんをいたした
かと思ひます。

○山崎(遺)委員 ただいまの問題に關
連してちよつとお伺ひしておきたいと
存じますが、傷病者に對しまして、い
ろいろ今困難な問題に立ち至つてお
りますことは、私もともに苦慮してお
ることでございませう。ここに國立病院の
患者さんから陳情書がきて、大臣のお
手もとにもお届けしてあるはずでござ
います。これはい／＼ございませうが、
そのうちで大臣にお考へを伺いたいこ
とは、公務起因たるの決定を促進せら
れたといふ條項の中に、終戦後の死
傷病者——戦争中であつて、終戦後、

自由意思によらず、國家のために作業に従事した人たち、そして待望の復員の名のもとに自由を許容される以前に死傷病した者、すなわち終戦後向うで、重労働に従事させられているうちに命を落した人に對しては、その家族に對して扶助料それからまた怪我した人に對しましては、公務起因による裁定をしていただきたいというような陳情がきておりますが、これに對しましては、どういふお考えをもつておいでになりますか。

○一松國務大臣 いまの山崎委員の御質問は、まだ軍人としての資格があり、日本に歸つてくるまでは、やはりこれはいづゆる第一復員廳、第二復員廳の所管に屬することであります。この方で考慮しなければならぬことであると思ふのであります。厚生省の所管ではありませんが、しかしながらそれがいわゆる軍人軍屬として、公務に従事して云々ということであれば、先刻來申し上げたように、特別の待遇は法律上許されないことになつておる。しかしして軍人軍屬でないあたりまえの、いわゆる公務員として職務のために障害を受けたとか、疾病にかかつたとかいうことであれば、その方の特別の救助の方法で、國家はそれに救いの手を伸べておるわけであります。ただ問題は金額が少いとか、あるいは十分に給與されないじやないかということが不満の原因だと思ふのであります。そういう點につきましては、物價高の今日増額しなければならぬというような必要もあらうと思ひますが、それは厚生大臣として私の所管外でありまして答えられないけれども、國家の立場からみれば、戦争ではなくして、軍人軍屬が終戦後にお

いて公務を命ぜられて、それがために病氣を起したというようなことであれば、適當な處置によつて救護してやらなければならぬことは當然だと思ふのであります。私の立場としては、それ以上答えられない。あとは復員廳の方の所管でありますから、應じからず御了承願ひたいのであります。

○山崎(道)委員 よくわかりました。それでは恐れ入りますが、これをこのままにしておくわけにはまいりませんので、厚生常任委員會へ、私は復員廳と恩給局の方に御出席願つて、これに對していろ／＼恩給業務の促進とか、あるいは公務起因たるの決定によつて恩給の裁定を願ひたいというようなことも言つてきておりますので、この次の委員會にでもひとつ御出席を願ひたいと思ひます。そうして十分この點も討議したいと、かように考えておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○田中委員長代理 しかるべく取計らうことにいたします。

本日はこれにて散會いたします。次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三分散會